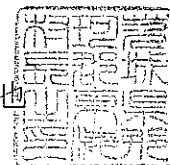


東海村告示第 90 号

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）第 13 条第 10 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 25 年 8 月 26 日

東海村長 村上 達也



記

指定日	平成 25 年 8 月 21 日
商号又は名称	檜山工業株式会社
所在地又は住所	茨城県那珂郡東海村村松字平原 3115 番地 5 (本社：日上市留町字前川 1270 番 60)
復興推進事業の内容	電子部品・デバイス・電子回路製造業 (電気・機械関連産業 (電気関連産業))
課税特例の根拠規定	法第 38 条第 1 項
指定の有効期間	平成 25 年 8 月 21 日から平成 31 年 8 月 20 日まで